

鳥取県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年3月10日

鳥取県知事 平 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画下水道 米子市公共下水道

淀江都市計画下水道 米子市公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220